

(2) 検査事項別改善状況

改善状況等のアンケート調査結果を基にして、検査事項別の改善状況について調査した結果は、表4-②-2に示すとおりであった。

図4-②-1に示すように、簡易専用水道の検査の結果、平成15年度の不適事項が平成16年度に改善された施設の平均の改善率は54.5%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽本体の状態」「水槽のマンホールの状態」「水槽の水抜管の状態」の4項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。また、平成16年度に改善されなかった施設の内、平成17年度に改善された施設の平均の改善率の14.3%を合わせると平均の改善率は68.8%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽本体の状態」「水槽上部の状態」「水槽の水抜管の状態」の4項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。

図4-②-2に示すように、平成16年度に新たに発生した不適事項が平成17年度に改善された施設の平均の改善率は44.9%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽上部の状態」「水槽のマンホールの状態」「水槽の通気管の状態」「水槽の水抜管の状態」の5項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。

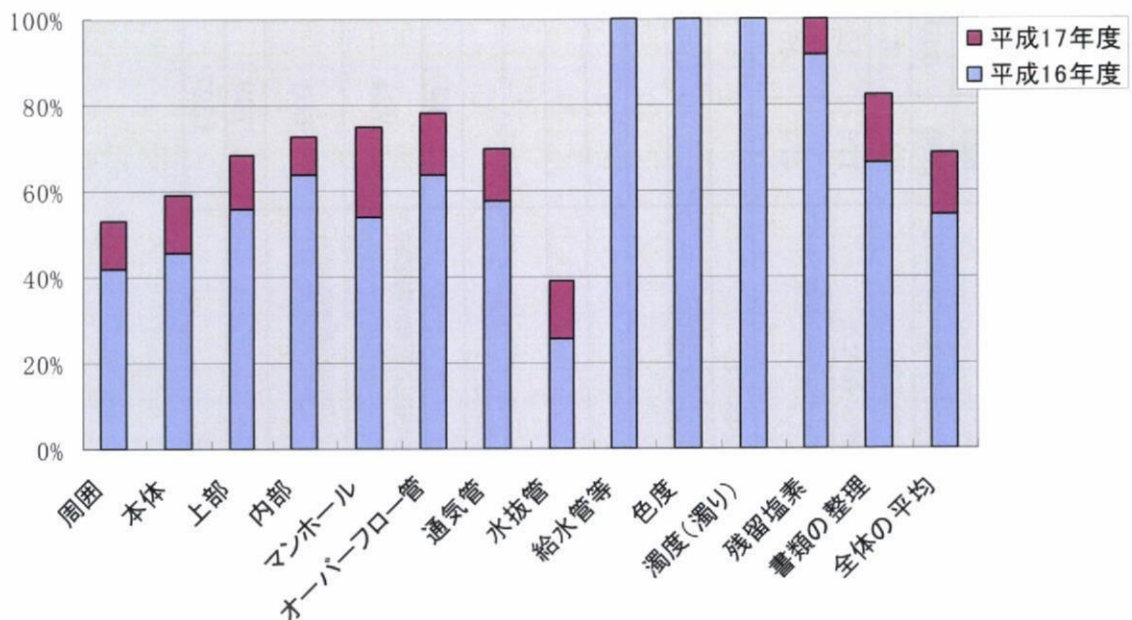


図4-②-1 平成15年度不適事項の検査事項別改善率

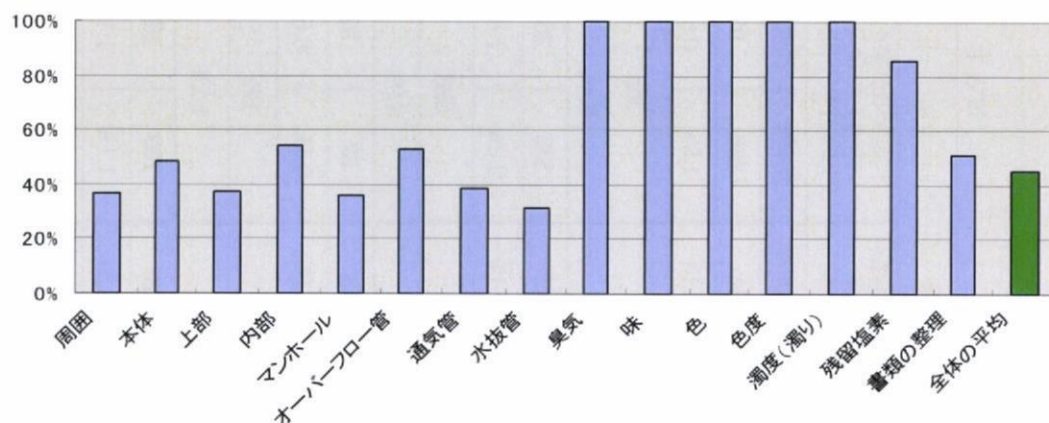


図4-②-2 平成16年度新たに発生した不適事項の検査事項別改善率

(3) 不適事項の新たな発生状況

改善状況等のアンケート調査結果を基にして、不適事項が新たに発生した状況について検査事項別に整理した結果は、表 4-②-2 に示すとおりであった。

平成16年度に不適事項が新たに発生した施設の平均は1.6%であり、発生率が平均以上の項目は「水槽周囲の状態」、「水槽本体の状態」、「水槽内部の状態」、「水槽のマンホールの状態」、「水槽のオーバーフロー管の状態」、「水槽の通気管の状態」、「水槽の水抜管の状態」、「書類の整理及び保存の状況」となっており、「書類の整理及び保存の状況」以外は全て施設の外観検査項目となっている。

平成17年度に不適事項が新たに発生した施設の平均は1.1%であり、発生率が平均以上の項目は「水槽周囲の状態」、「水槽本体の状態」、「水槽上部の状態」、「水槽内部の状態」、「水槽のマンホールの状態」、「水槽のオーバーフロー管の状態」、「水槽の通気管の状態」、「書類の整理及び保存の状況」となっており、「書類の整理及び保存の状況」以外は全て施設の外観検査項目となっている。

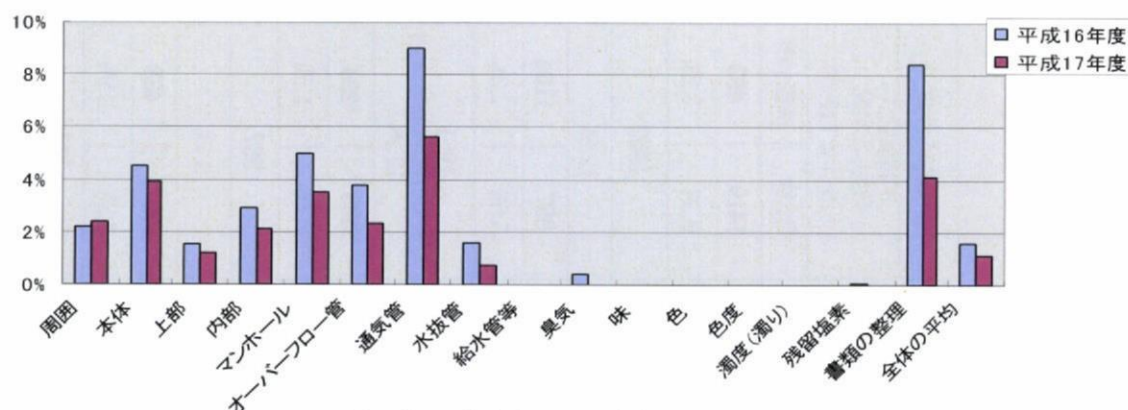


図4-②-3 検査事項別不適事項発生率

表 4-②-2 検査事項別調査表

調査件数 15,199件

No1

検査事項	平成15年度		平成16年度		平成17年度					
	不適事項が 発生した状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が新たに 発生した状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)					
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽				
1. 水槽周囲の状態	1419	483	271	57	165	44	97	24	268	97
	9.3%	3.2%	1.8%	0.4%	11.6%	9.1%	35.8%	42.1%	1.8%	0.6%
	1902	798	328		209		121		365	
2. 水槽本体の状態	857	1104	440	458	145	118	138	189	332	266
	5.6%	7.3%	51.3%	41.5%	16.9%	10.7%	41.2%	55.1%	2.2%	1.8%
	1961	898	678		263		327		598	
3. 水槽上部の状態	333	234	147	169	49	24	43	43	87	92
	2.2%	1.5%	44.1%	72.2%	14.7%	10.3%	29.7%	50.0%	0.6%	0.6%
	567	316	231		73		86		179	
4. 水槽内部の状態	340	438	175	321	51	18	109	126	160	161
	2.2%	2.9%	51.5%	73.3%	15.0%	4.1%	70.3%	45.2%	1.1%	1.1%
	778	496	434		69		235		321	
	5.1%	63.8%	2.9%		8.9%		54.1%		2.1%	

検査事項	平成15年度		平成16年度		平成17年度							
	不適事項が発生した状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が新たに発生した状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成16年度不適事項が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成17年度不適事項が改善された状況 (上段:件数下段:率)			
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽		
5. 水槽のマンホール の状態	1171	1064	512	691	300	456	238	235	47	224	224	310
	7.7%	7.0%	43.7%	64.9%	2.0%	3.0%	20.3%	22.1%	15.7%	49.1%	1.5%	2.0%
	2235		1203		756		473		271		534	
	14.7%		53.8%		5.0%		21.2%		35.8%		3.5%	
6. 水槽のオーバーブ ロー管の状態	579	435	301	343	284	293	105	42	166	139	168	179
	3.8%	2.9%	52.0%	78.9%	1.9%	1.9%	18.1%	9.7%	58.5%	47.4%	1.1%	1.2%
	1014		644		577		147		305		347	
	6.7%		63.5%		3.8%		14.5%		52.9%		2.3%	
7. 水槽の通気管の 状態	1313	1478	549	1063	398	973	189	143	97	434	261	583
	8.6%	9.7%	41.8%	71.9%	2.6%	6.4%	14.4%	9.7%	24.4%	44.6%	1.7%	3.8%
	2791		1612		1371		332		531		844	
	18.4%		57.8%		9.0%		11.9%		38.7%		5.6%	
8. 水槽の水抜管の 状態	649	58	141	40	189	58	91	6	51	27	88	16
	4.3%	0.4%	21.7%	69.0%	1.2%	0.4%	14.0%	10.3%	27.0%	46.6%	0.6%	0.1%
	707		181		247		97		78		104	
	4.7%		25.6%		1.6%		13.7%		31.6%		0.7%	
9. 給水管等の状態	1		1		0		-		-		1	
	0.0%		100.0%		0.0%		-		-		0.0%	

検査事項	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	不適事項が 発生した状況 (上段:件数下段:率)	平成15年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成16年度不適事項が 発生した状況 (上段:件数下段:率)	平成15年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成16年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成17年度不適事項が 発生した状況 (上段:件数下段:率)
水 質 検 査	10. 臭気	0 0.0%	— —	64 0.4%	— —	64 100.0%
	11. 味	0 0.0%	— —	1 0.0%	— —	1 100.0%
	12. 色	0 0.0%	— —	3 0.0%	— —	3 100.0%
	13. 色度	1 0.0%	1 100.0%	4 0.0%	— —	4 100.0%
	14. 濁度 (濁り)	2 0.0%	2 100.0%	2 0.0%	— —	2 100.0%
15. 残留塩素	12 0.1%	11 91.7%	14 0.1%	1 8.3%	12 85.7%	2 0.0%
16. 書類の整理及び 保存の状況	3001 19.7%	2000 66.6%	1280 8.4%	473 15.8%	651 50.9%	629 4.1%
合計件数	14972	8163	5990	2137	2691	3924
平均(率)	—	54.5%	1.6%	14.3%	44.9%	1.1%

(4) 判定基準別改善状況

判定基準別の改善状況についてアンケート調査結果を基にして調査した結果は、表4-②-3に示すとおりで、平成15年度の不適事項が平成16年度に改善された施設の平均の改善率は54.5%であり、平成16年度に改善されなかった施設の内、平成17年度に改善された施設の平均の改善率の14.3%を合わせると平均の改善率は68.8%であった。また、平成16年度に新たに発生した不適事項が平成17年度に改善された施設の平均の改善率は44.9%であった。

検査事項別に判定基準項目ごとの平成15年度に発生した不適事項が平成16年度、平成17年度までの2年間に改善された改善率と平成16年度に新たに発生した不適事項が平成17年度に改善された改善率をみると次のとおりであった。

① 水槽周囲の状態

平成15年度不適事項の平成16年度、平成17年度の2年間の改善率は図4-②-4に示すように受水槽では「周囲の空間の確保」の改善率が22.9%、高置水槽では「清潔」の改善率が42.5%と最も低い。

平成16年度に新たに発生した不適事項の改善率は図4-②-5に示すように、受水槽では「周囲の空間の確保」の改善率が26.3%、高置水槽では「たまり水等」の改善率が33.3%と最も低い。

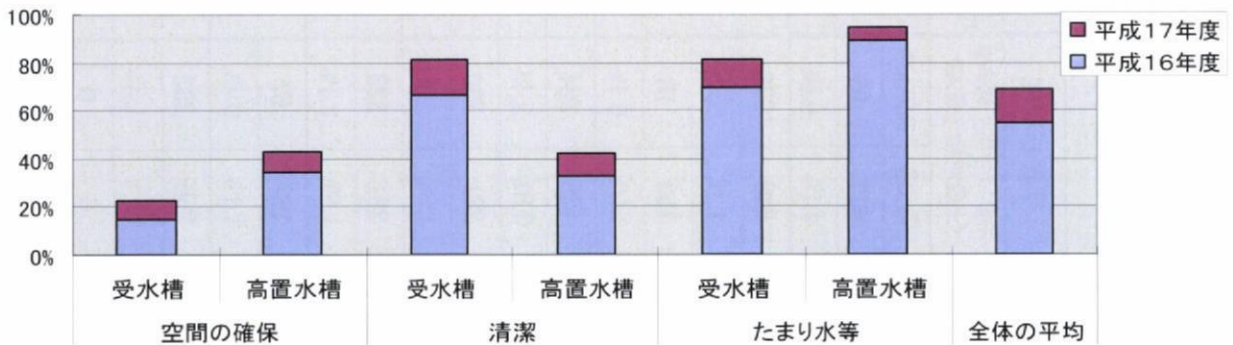


図4-②-4 水槽周囲の状態の平成15年度不適事項の改善率

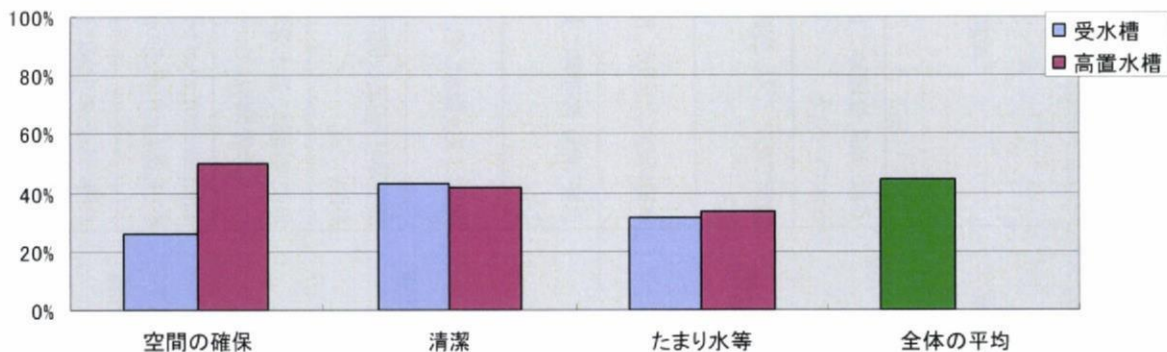


図4-②-5 水槽周囲の状態の平成16年度に新たに発生した不適事項の改善率

表 4-②-3 判定基準別調査表

調査件数 15,199件

No1

検査事項	平成15年度		平成16年度		平成17年度								
	平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)								
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽							
1. 水槽周囲の状態	判定基準												
	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	617	95	33	57	8	51	8	15	4	26	16	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	649	370	431	126	43	96	35	54	18	188	69	
2. 水槽本体の状態	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	153	18	106	16	88	6	18	1	28	2	54	12
	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	128	524	55	107	11	40	30	41	1	13	14	40
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	281	200	154	139	146	148	45	21	49	91	170	109
3. 水槽上部の状態	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	281	323	149	166	134	116	41	49	82	66	113	117
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	167	57	82	46	44	39	29	7	6	19	35	24
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものがないこと。	256	233	122	168	113	79	36	24	33	36	76	90
水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	6	0	1	—	3	7	0	—	1	7	0	1	
	0.0%	0.0%	16.7%	—	0.0%	0.0%	0.0%	—	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	

検査事項	判定基準	平成15年度		平成16年度		平成17年度							
		平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)			
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽		
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	71	1	24	1	29	0	13	—	9	—	11	1
		0.5%	0.0%	33.8%	100.0%	0.2%	0.0%	18.3%	—	31.0%	—	0.1%	0.0%
		55	24	29	16	22	17	10	2	8	10	26	9
		0.4%	0.2%	52.7%	66.7%	0.1%	0.1%	18.2%	8.3%	36.4%	58.8%	0.2%	0.1%
		113	68	91	61	81	48	13	3	69	44	99	64
		0.7%	0.4%	80.5%	89.7%	0.5%	0.3%	11.5%	4.4%	85.2%	91.7%	0.7%	0.4%
		112	333	40	235	25	205	15	12	10	64	27	85
		0.7%	2.2%	35.7%	70.6%	0.2%	1.3%	13.4%	3.6%	40.0%	31.2%	0.2%	0.6%
		33	6	7	2	19	1	9	1	15	0	2	3
		0.2%	0.0%	21.2%	33.3%	0.1%	0.0%	27.3%	16.7%	78.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 水槽のマンホール の状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	20	4	1	4	1	1	4	—	0	1	3	0
		0.1%	0.0%	5.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20.0%	—	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		7	3	7	3	7	7	—	—	7	7	3	0
		0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		756	744	338	495	177	302	151	87	15	138	129	222
		5.0%	4.9%	44.7%	66.5%	1.2%	2.0%	20.0%	11.7%	8.5%	45.7%	0.8%	1.5%
		362	313	161	195	116	152	80	47	30	85	90	88
		2.4%	2.1%	44.5%	62.3%	0.8%	1.0%	22.1%	15.0%	25.9%	55.9%	0.6%	0.6%
		53	7	13	1	7	2	7	4	2	1	5	0
		0.3%	0.0%	24.5%	14.3%	0.0%	0.0%	13.2%	57.1%	28.6%	50.0%	0.0%	0.0%

検査事項	判定基準	平成15年度		平成16年度		平成17年度						
		平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成17年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)		
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	44	39	30	39	19	17	6	14	15	0	2
		0.3%	0.3%	68.2%	100.0%	0.1%	0.1%	13.6%	73.7%	88.2%	0.0%	0.0%
		213	248	129	187	128	156	31	66	69	84	128
		1.4%	1.6%	60.6%	75.4%	0.8%	1.0%	14.6%	51.6%	44.2%	0.6%	0.8%
7. 水槽の通気管の状態	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていなければならないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	90	97	58	89	66	78	20	62	25	57	31
		0.6%	0.6%	64.4%	91.8%	0.4%	0.5%	22.2%	93.9%	32.1%	0.4%	0.2%
		10	6	4	3	6	9	3	3	7	14	5
		0.1%	0.0%	40.0%	50.0%	0.0%	0.1%	30.0%	50.0%	77.8%	0.1%	0.0%
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	222	45	80	25	65	33	45	21	23	13	13
		1.5%	0.3%	36.0%	55.6%	0.4%	0.2%	20.3%	32.3%	69.7%	0.1%	0.1%
		385	302	168	191	102	131	43	51	83	90	102
		2.5%	2.0%	43.6%	63.2%	0.7%	0.9%	11.2%	50.0%	63.4%	0.6%	0.7%
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効面積を有するものであること。	524	721	231	530	223	542	72	17	252	110	389
		3.4%	4.7%	44.1%	73.5%	1.5%	3.6%	13.7%	7.6%	46.5%	0.7%	2.6%
		396	449	145	338	72	296	74	28	98	59	91
		2.6%	3.0%	36.6%	75.3%	0.5%	1.9%	18.7%	38.9%	33.1%	0.4%	0.6%
		8	6	5	4	1	4	0	1	1	2	1
		0.1%	0.0%	62.5%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%

検査事項	平成15年度			平成16年度			平成17年度										
	平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)			平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)			平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)			平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)							
	受水槽	高置水槽		受水槽	高置水槽		受水槽	高置水槽		受水槽	高置水槽						
8. 水槽の水抜管の 状態	175	12	1.2%	22	2	12.6%	74	10	0.5%	52	4	18.9%	45	2	0.3%	8	0.1%
	474	46	3.1%	119	38	25.1%	115	48	0.8%	39	2	8.2%	43	25	0.3%	8	0.1%
	1			1			0										
9. 給水管等の状態	0		0.0%	100.0%			0		0.0%								
	0		0.0%				0		0.0%								
	0		0.0%				64		0.4%				64		100.0%		0
	0		0.0%				1		0.0%				1		100.0%		5
	0		0.0%				3		0.0%				3		100.0%		3
	1		0.0%				4		0.0%				4		100.0%		0
	2		0.0%				2		100.0%				2		100.0%		2
	12		0.1%				11		100.0%				1		100.0%		9
	0.1%						91.7%						8.3%			85.7%	0.1%

検査事項	判定基準	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		平成15年度不適事項 (上段:件数下段:率)	平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成16年度不適事項 が新たに発生した状況 (上段:件数下段:率)	平成15年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)	平成16年度不適事項 が改善された状況 (上段:件数下段:率)
16. 書類の整理及び 保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及びシステムを明らか にした図面が整理保存されていること。	724	483	608	59	90	89
		4.8%	66.7%	4.0%	8.1%	24.5%	0.6%
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平 面図が整理保存されていること。	601	389	521	56	75	87
		4.0%	64.7%	3.4%	9.3%	24.3%	0.6%
水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	149	121	166	16	111	167	
	1.0%	81.2%	1.1%	10.7%	80.4%	1.1%	
その他の帳簿書類が整理保存されていること。	1527	1007	986	342	375	228	
	10.0%	65.9%	6.5%	22.4%	80.5%	1.5%	
合計件数		14972	8163	5990	2137	2691	3924
平均(率)		—	54.5%	0.5%	14.3%	44.9%	0.4%

(5) 検査項目別の事例写真

簡易専用水道における検査項目別の不適事例及び改善事例の写真を撮影し、整理したものを別添に示す。

(6) 原因と対応に係る考察

判定基準に適合しなかった事項があった場合の改善の状況を調査した結果から、不適事項が改善されない原因を推察するため、簡易専用水道の検査事項を構造・施工上又は管理上のどちらに關係しているかについて表 4-②-4 に整理した。

改善率が低い項目をみると、改善することが困難と考えられる構造・施工上の問題が影響している項目が多く、その翌年の改善の状況も同じ傾向であることがわかる。

また、不適事項の新たな発生の状況を調査した結果から、新たに発生する原因を推察するため、簡易専用水道の検査事項を構造・施工上又は管理上のどちらに關係しているかについて表 4-②-5 に整理した。

不適事項の新たな発生率が平均値を上回っている項目については、平成 16 年度、平成 17 年度共に設置者が行う管理上の問題が影響している項目であることがわかる。

したがって構造及び施工上の問題は、施設の使用開始前に衛生上の観点から検査を行い、検査の結果、不適合と判断された場合には使用開始前に改善することが望まれる。一方、管理上の問題については、設置者の意識をより向上させることが大切となる。このためには、管理上の不備が発生しやすいと考えられる事例について日常の管理目標を定め、例えば表 4-②-6 を参考にして、定期的な点検等を行い、不備が生じた場合には直ちに改善するなど、具体的な管理の方法等を示すことが望ましい。

また、設置者等の意識を高め、貯水槽水道の安全衛生を確保するために、検査の結果の水道事業者との共有や改善後の確認等を明確にすることにより、検査の効果のより一層の向上が期待できると考える。

表4-②-4 改善状況表

検査事項	判定基準	区分	平成15年度不適事項の改善率						平成16年度新たに発生した不適事項の改善率	
			平成16年度		平成17年度		合計		平成17年度	
			受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
水槽周囲	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていない。 水槽周辺にたまり水、湧水等がない。 水槽周辺に支障のない形状である。	構造・施工	14.6%	34.7%	8.3%	8.4%	22.9%	43.2%	26.3%	50.0%
			66.4%	33.0%	14.8%	9.5%	81.2%	42.4%	42.9%	41.9%
			69.3%	88.9%	11.8%	5.6%	81.0%	94.4%	31.8%	33.3%
水槽本体	点検、清掃、修理等に支障のない箇所がない。 亀裂、又は漏水している箇所がない。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されている。 水たまりがない。衛生上有害なものがない。	構造・施工	43.0%	20.4%	23.4%	7.8%	66.4%	28.2%	9.1%	32.5%
			54.8%	69.5%	16.0%	10.5%	70.8%	80.0%	33.6%	61.5%
			53.0%	51.4%	14.6%	15.2%	67.6%	66.6%	61.2%	56.9%
水槽上部	水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されている。 水たまりがない。衛生上有害なものがない。 水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていない。 上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備等がない。 沈積物、汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しない。 掃除が定期的に行われている。	構造・施工	49.1%	80.7%	17.4%	12.3%	66.5%	93.0%	13.6%	48.7%
			47.7%	72.1%	14.1%	10.3%	61.7%	82.4%	29.2%	45.6%
			16.7%	—	0.0%	—	16.7%	—	33.3%	100.0%
水槽内部	水たまりがない。衛生上有害なものがない。 水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていない。 上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備等がない。 沈積物、汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しない。 掃除が定期的に行われている。 外壁の塗装劣化等により光が透過する状態になっていない。 当該施設以外の配管設備が設置されていない。 流入口と流出口が近接していない。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。 ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。 槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 管端部の防虫網が確認でき、正常である。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分である。 管端部と排水管の流入口等とは直接接続されていない。 逆流防止に十分な距離がある。	構造・施工	33.8%	100.0%	18.3%	—	52.1%	100.0%	31.0%	—
			52.7%	66.7%	18.2%	8.3%	70.9%	75.0%	36.4%	58.8%
			80.5%	89.7%	11.5%	4.4%	92.0%	94.1%	85.2%	91.7%
マンホール	外壁の塗装劣化等により光が透過する状態になっていない。 当該施設以外の配管設備が設置されていない。 流入口と流出口が近接していない。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。 ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。 槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 管端部の防虫網が確認でき、正常である。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分である。 管端部と排水管の流入口等とは直接接続されていない。 逆流防止に十分な距離がある。	構造・施工	35.7%	70.6%	13.4%	3.6%	49.1%	74.2%	40.0%	31.2%
			21.2%	33.3%	27.3%	16.7%	48.5%	50.0%	78.9%	0.0%
			5.0%	100.0%	20.0%	—	25.0%	100.0%	0.0%	100.0%
マンホール	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。 ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。 槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 管端部の防虫網が確認でき、正常である。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分である。 管端部と排水管の流入口等とは直接接続されていない。 逆流防止に十分な距離がある。	構造・施工	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			44.7%	66.5%	20.0%	11.7%	64.7%	78.2%	8.5%	45.7%
			44.5%	62.3%	22.1%	15.0%	66.6%	77.3%	25.9%	55.9%
オーバーフロー管	槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 管端部の防虫網が確認でき、正常である。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分である。 管端部と排水管の流入口等とは直接接続されていない。 逆流防止に十分な距離がある。	構造・施工	24.5%	14.3%	13.2%	57.1%	37.7%	71.4%	28.6%	50.0%
			68.2%	100.0%	13.6%	—	81.8%	100.0%	73.7%	88.2%
			60.6%	75.4%	14.6%	12.5%	75.1%	87.9%	51.6%	44.2%
オーバーフロー管	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分である。 管端部と排水管の流入口等とは直接接続されていない。 逆流防止に十分な距離がある。	構造・施工	64.4%	91.8%	22.2%	5.2%	86.7%	96.9%	93.9%	32.1%
			40.0%	50.0%	30.0%	0.0%	70.0%	50.0%	50.0%	77.8%
			36.0%	55.6%	20.3%	13.3%	56.3%	68.9%	32.3%	69.7%

通気管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。	管理	43.6%	63.2%	11.2%	8.6%	54.8%	71.9%	50.0%	63.4%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	44.1%	73.5%	13.7%	10.4%	57.8%	83.9%	7.6%	46.5%
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	36.6%	75.3%	18.7%	9.1%	55.3%	84.4%	38.9%	33.1%
水抜管	通気管として十分な有効面積を有する。	構造・施工	62.5%	66.7%	0.0%	16.7%	62.5%	83.3%	100.0%	25.0%
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	12.6%	16.7%	29.7%	33.3%	42.3%	50.0%	18.9%	20.0%
	逆流の防止に十分な距離である。	構造・施工	25.1%	82.6%	8.2%	4.3%	33.3%	87.0%	32.2%	52.1%
給水管等	当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。	構造・施工	100.0%	—	—	—	100.0%	—	—	—
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。	構造・施工	—	—	—	—	—	—	—	—
	異常な臭気が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%
臭気	異常な臭気が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
	異常な味が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
	異常な色が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
色	異常な色が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
	色度	管理	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	濁度(濁り)	管理	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
残留塩素	検出される。	管理	91.7%	—	8.3%	—	100.0%	100.0%	85.7%	—
	配置及び系統を明らかとした図面が整理保存されている。	管理	66.7%	—	8.1%	—	74.9%	—	24.5%	—
	配置を明らかとした平面図が整理保存されている。	管理	64.7%	—	9.3%	—	74.0%	—	24.3%	—
書類の 整理・保存	水槽の掃除の記録が整理保存されている。	管理	81.2%	—	10.7%	—	91.9%	—	80.4%	—
	その他の帳簿書類が整理保存されている。	管理	65.9%	—	22.4%	—	88.3%	—	80.5%	—
	合計		54.5%	—	14.3%	—	68.8%	—	44.9%	—

※太字は改善率の平均値を下回っている。

表 4-②-5 不適事項発生状況表

検査事項	判定基準	区分	不適事項発生率			
			平成16年度		平成17年度	
			受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
水槽周囲	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。	構造・施工	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていない。	管理	0.8%	0.3%	1.2%	0.5%
	水槽周辺にたまり水、湧水等がない。	管理	0.6%	0.0%	0.4%	0.1%
水槽本体	点検、清掃、修理等に支障のない形状である。	構造・施工	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
	亀裂し、又は漏水している箇所がない。	管理	1.0%	1.0%	1.1%	0.7%
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない。	管理	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%
	水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されている。	管理	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
水槽上部	水たまりができない。衛生上有害なものが堆積していない。	管理	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備等がない。	構造・施工	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%
水槽内部	沈積物、汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しない。	管理	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
	掃除が定期的に行われている。	管理	0.5%	0.3%	0.7%	0.4%
	外壁の塗装劣化等により光が透過する状態になっていない。	管理	0.2%	1.3%	0.2%	0.6%
	当該施設以外の配管設備が設置されていない。	構造・施工	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	流入口と流出口が近接していない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
マンホール	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。	管理	1.2%	2.0%	0.8%	1.5%
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。	管理	0.8%	1.0%	0.6%	0.6%
	槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
オーバーフロー管	管端部からほりこりその他衛生上有害なものが入らない。	管理	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	0.8%	1.0%	0.6%	0.8%
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	0.4%	0.5%	0.4%	0.2%
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
	逆流防止に十分な距離である。	構造・施工	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%
通気管	管端部からほりこりその他衛生上有害なものが入らない。	管理	0.7%	0.9%	0.6%	0.7%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	1.5%	3.6%	0.7%	2.6%
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	0.5%	1.9%	0.4%	0.6%
	通気管として十分な有効断面積を有する。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水抜管	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%
	逆流の防止に十分な距離である。	構造・施工	0.8%	0.3%	0.3%	0.1%
給水管等	当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
臭気	異常な臭気が認められない。	管理	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
味	異常な味が認められない。	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
色	異常な色が認められない。	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
色度	五度以下である。	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
濁度(濁り)	二度以下である。(異常な濁りが認められない。)	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
残留塩素	検出される。	管理	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
書類の整理・保存	配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されている。	管理	2.4%	0.6%	0.6%	0.6%
	配置を明らかにした平面図が整理保存されている。	管理	2.0%	0.6%	0.6%	0.6%
	水槽の掃除の記録が整理保存されている。	管理	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%
	その他の帳簿書類が整理保存されている。	管理	3.1%	1.5%	1.5%	1.5%
全体の平均			0.5%	0.4%	0.4%	0.4%

※太字は発生率の平均値を上回っている。

表 4-②-6 管理のポイント

区分	管理基準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフロ ー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
書類の整理・保存 の状況	配置及び系統を明らかにした図面が整理保存を整理・保存すること。 配置を明らかにした平面図を整理・保存すること。 水槽の掃除の記録を整理・保存すること。 設備の点検記録等を整理・保存すること。

③ 用途別不適合状況の調査

本調査は、平成16年度・平成17年度の2年間の検査結果について、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道を建物の用途別に整理し、各用途の不適合状況について調査した。調査件数及び調査結果は次のとおりである。

・調査件数	16年度簡易専用水道	20,092 件
	17年度簡易専用水道	19,954 件
	16年度小規模貯水槽水道	1,526 件
	17年度小規模貯水槽水道	1,504 件
・調査結果	表4-③-1から4-③-4に示した。	

これらの結果より、簡易専用水道と小規模貯水槽水道の用途別総合判定不適合施設及び簡易専用水道と小規模貯水槽水道の各検査事項、判定基準別の不適合施設は次に示すとおりであった。

(1) 用途別総合判定不適合施設

16、17年度の簡易専用水道（以下、「簡専」という。）及び小規模貯水槽水道（以下、「小規模」という。）の用途別総合判定不適合施設数を図4-③-1に示した。用途別総合判定不適合施設が一番多いものは、簡専においては、16年度は学校で48.7%、17年度も学校で45.1%、小規模においては、16年度は店舗で75.0%、17年度も店舗で66.7%であった。

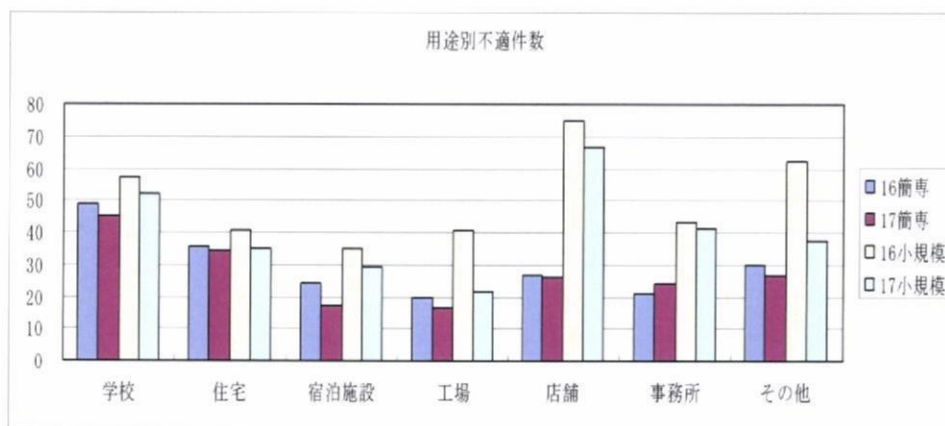


図4-③-1 用途別総合判定不適合施設

表 4-③-1 平成 16 年度簡易専用水道の用途別不適状況

A : 調査件数 2092 件

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水		
判定基準	調査件数[A]	2904		11192		654		636		648		1957		2101	
	不適件数[B] (B/A%)	1414		4012		159		126		174		410		632	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	150	27	277	26	16	1	18	1	15	0	62	9	35	4
		5.2	0.9	2.5	0.2	2.4	0.2	0.2	2.8	0.2	2.3	0.0	3.2	0.5	1.7
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	96	25	198	265	11	9	6	0	15	7	14	9	41	15
		3.3	0.9	1.8	2.4	1.7	1.4	0.9	0.0	2.3	1.1	0.7	0.5	2.0	0.7
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	33	2	69	8	4	0	1	0	7	0	3	0	18	1
		1.1	0.1	0.6	0.1	0.6	0.0	0.2	0.0	1.1	0.0	0.2	0.0	0.9	0.0
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	20	75	51	356	1	7	1	3	1	2	7	13	6	20
		0.7	2.6	0.5	3.2	0.2	1.1	0.2	0.5	0.2	0.3	0.4	0.7	0.3	1.0
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	61	47	247	156	4	5	9	4	14	7	13	8	27	33
		2.1	1.6	2.2	1.4	0.6	0.8	1.4	0.6	2.2	1.1	0.7	0.4	1.3	1.6
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	37	33	176	188	2	2	7	4	10	10	12	23	31	32
		1.3	1.1	1.6	1.7	0.3	0.3	1.1	0.6	1.5	1.5	0.6	1.2	1.5	1.5
3. 水槽上部の状態	水位調整部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	30	17	91	32	5	3	2	0	4	1	5	2	19	5
		1.0	0.6	0.8	0.3	0.8	0.5	0.3	0.0	0.6	0.2	0.3	0.1	0.9	0.2
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	70	29	110	95	7	1	7	7	11	1	17	4	33	13
		2.4	1.0	1.0	0.8	1.1	0.2	1.1	1.1	1.1	1.7	0.2	0.9	0.2	1.6
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	水槽の上昇盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	2	0	48	0	1	0	1	0	5	0	9	0	11	0
		0.1	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.8	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他			
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水		
4. 水槽 内部の状 態	判定基準 汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び外面に異常な浮遊物質が認められないこと。 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆部防止に十分な距離であること。	10	3	23	14	2	0	2	0	1	2	3	6	6	8	4	
		0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.4	0.2	
		3	2	69	35	17	12	17	12	9	3	7	5	12	9	17	7
		0.1	0.1	0.6	0.3	2.6	1.8	2.6	1.8	1.4	0.5	1.1	0.8	0.6	0.5	0.8	0.3
		20	85	57	166	5	9	5	9	1	1	1	4	2	16	12	22
		0.7	2.9	0.5	1.5	0.8	1.4	0.8	1.4	0.2	0.2	0.2	0.6	0.1	0.8	0.6	1.0
		7	0	16	1	3	1	3	1	0	0	0	0	3	0	7	3
		0.2	0.0	0.1	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3	0.1
		5	0	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1
		0.2	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
5. 水槽 のマンホ ールの状 態	判定基準 水中及び外面に異常な浮遊物質が認められないこと。 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆部防止に十分な距離であること。	2	1	8	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	
		0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	
		165	222	490	394	11	16	11	16	12	5	16	11	47	40	40	49
		5.7	7.6	4.4	3.5	1.7	2.4	1.7	2.4	1.9	0.8	2.5	1.7	2.4	2.0	1.9	2.3
		76	82	184	154	16	12	16	12	3	2	8	6	17	11	20	16
		2.6	2.8	1.6	1.4	2.4	1.8	2.4	1.8	0.5	0.3	1.2	0.9	0.9	0.6	1.0	0.8
		17	6	22	0	1	0	1	0	1	0	1	0	4	1	5	0
		0.6	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2	0.0
		6	6	22	8	1	1	1	1	1	0	0	0	3	4	6	2
		0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.3	0.1
6. 水槽 のオーバ ーフロー 管の状 態	判定基準 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆部防止に十分な距離であること。	68	101	119	130	7	3	4	2	5	4	20	14	29	16	16	
		2.3	3.5	1.1	1.2	1.1	0.5	0.6	0.3	0.8	0.6	0.6	1.0	0.7	1.4	0.8	
		38	42	37	33	3	1	3	1	2	1	3	0	4	3	10	4
		1.3	1.4	0.3	0.3	0.5	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.5	0.0	0.2	0.2	0.5	0.2
		6	3	9	2	0	1	0	0	0	0	0	2	1	2	1	1
		0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0
		58	11	113	20	6	3	6	3	5	1	7	1	11	7	20	5
		2.0	0.4	1.0	0.2	0.9	0.5	0.9	0.5	0.8	0.2	1.1	0.2	0.6	0.4	1.0	0.2

検査事項	用途	判定基準												学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他				
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水					
7. 水槽 の通気管 の状態	管端部からはこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効面積を有するものであること。 管端部と排水管の流入管等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入管等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	160	80	143	165	4	9	4	9	5	3	3	4	12	13	26	23	5.5	2.8	1.3	1.5	0.6	1.4	0.8	0.5	0.6	0.6	0.7	1.2	1.1
		171	311	352	486	12	19	10	2	8	21	15	42	47	56	5.9	10.7	3.1	4.3	1.8	2.9	1.6	0.3	1.2	3.2	0.8	2.1	15	42	2.2
8. 水槽 の水抜管 の状態	管端部と排水管の流入管等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	132	204	217	249	3	5	3	1	6	7	10	18	25	26	4.5	7.0	1.9	2.2	0.5	0.8	0.5	0.2	0.9	1.1	0.5	0.9	1.2	1.2	
		0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 給水 管等の状 態	当該施設以外の着管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通してはいけないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13. 色度	五度以下であること。	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14. 濁度	二度以下であること。	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15. 残留 塩素	検出されること。	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0